



矢吹原土地改良区広報

平成 30 年度秋季号（平成 30 年 11 月 1 日発行）



平成 30 年 8 月 20 日撮影 羽鳥ダム（取水口）

平成 30 年度 羽鳥ダムの渇水状況について

平成 30 年度は天災による非常に厳しい暑さが続き、状況は大渇水と呼ばれた平成 28 年度と同じ経過をたどった。降雨による貯水がなく、有効な対策を講じることもできず、取水不能になるまで通水し続けることしかできない状況であった。

目次

- 1 理事長挨拶・・・・・・・・・・・・・2 頁
- 2 平成 29 年度総代会報告・・・・・・・・・・2 頁
- 3 平成 29 年度事業報告・・・・・・・・・・3、4、5、6 頁
- 4 太陽光発電実績・・・・・・・・・・・・・6 頁
- 5 平成 29 年度決算報告・・・・・・・・・・7、8 頁
- 6 お知らせ・・・・・・・・・・・・・9、10、11 頁



水と土のネットワーク

矢吹原土地改良区

西白河郡矢吹町八幡町 409-1

☎0248-42-3121 FAX0248-42-3122

ホームページ

<http://yabukihara.org/>



平成30年度賦課金・決済金について

（１）平成30年度賦課金

平成30年度の賦課金は以下の通りです。納入の程、よろしくお願いいたします。

賦課金種類	単価（円/10aあたり）			
① 経常賦課金	1,750			
② 維持管理賦課金	甲地区	3,380	乙地区	1,690
③ 国営土地改良事業負担金 （羽鳥ダム）		700		350
④ 国営土地改良事業負担金 （隈戸川地区）		6,052		3,018
⑤ 県営土地改良分担金 （矢吹第3水系下流）		1,278		639
⑥ 修繕事業賦課金	矢吹第3水系（下流）	1,155	西原水系	660
	川崎第1水系	326	大山水系	3,607
	大池西水系	3,498		
⑦ 長峰地区県営土地改良事業 事業費賦課金	かん排施設新設・区 画整理の田	3,570	区画整理の畑	2,330
	かん排施設新設の田	2,030		

発行日：平成30年11月1日（木） 納入期限：平成30年11月30日（金）

（２）平成30年度地区除外決済金

平成30年度の地区除外一時決済金は以下の通りです。地区除外申請書をご提出いただきましてから請求書が発行されますので、請求書の発行から20日以内に納入していただくようになります。

賦課金種類	単価（円/10aあたり）			
① 維持管理賦課金	甲地区	98,358	乙地区	49,179
② 国営土地改良事業負担金 （羽鳥ダム）		20,370		10,185
③ 国営土地改良事業負担金 （隈戸川地区）		48,416		24,144
④ 県営土地改良分担金 （矢吹第3水系下流）		20,470		10,235
⑤ 修繕事業費	矢吹第3水系（下流）	4,321	西原水系	660
	川崎第1水系	978	大山水系	14,428
	大池西水系	17,490		

※詳しくは10頁の“各種手続き”をご確認していただき、当改良区事務局までご連絡ください。

1 理事長挨拶

理事長 野崎 吉郎

組合員の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃、当土地改良区の運営に対し、ご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。さて、皆さまもご承知のとおり、今年は、異常気象による羽鳥湖の渇水により、非常に困難なかんがいとなりました。当土地改良区においても厳しい状況のなか、羽鳥湖の残水量と天気予報を毎日確認しながら、何としても出穂期まで通水ができるよう通水計画を何度も練り直して対応してまいりました。取水停止も含め、組合員の皆さまに最大級のご協力をいただきましたこと、改めてお礼申し上げます。日本は水の恵みが豊かな国であると言われてますが、断水により水が供給できないために地割れしている田んぼをみると、なんとも歯がゆい思いであり、水の大切さを痛感いたしました。渇水は自然の天候によるものであるだけに、これを解決するのは容易ではありませんが、こういった苦難な時ほど、土地改良区の力が必要とされるものと考えております。組合員の皆さまが、少しでも実り多き秋を迎えられていることを願っております。今後、震災以降の渇水状況から培った経験により、どんなに困難な局面でも全力で対応し、乗り越えられる力強い土地改良区をつくっていけるよう役職員一同尽力してまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

2 平成29年度総代会報告

平成30年2月23日に矢吹原土地改良区におきまして、平成29年度通常総代会を開催しました。議案と審議結果等は次のとおりです。

総代定数：48名 出席者数：40名 欠席者数：7名

報告第2号	土地改良区検査の結果について	原案のとおり可決
報告第3号	監査報告について	原案のとおり可決
報告第4号	平成30年度矢吹原土地改良区会議予定について	原案のとおり可決
議案第3号	適正化事業（緊急整備）の実施について	原案のとおり可決
議案第4号	平成29年度収支補正予算について	原案のとおり可決
議案第5号	平成29年度長期借入金について	原案のとおり可決
議案第6号	平成30年度かんがい用水計画について	原案のとおり可決
議案第7号	平成30年度事業計画について	原案のとおり可決
議案第8号	平成30年度収支予算について	原案のとおり可決
議案第9号	平成30年度組合費等および地区除外一時決済金について	原案のとおり可決
議案第10号	平成30年度長期借入金について	原案のとおり可決
議案第11号	平成30年度予算外負担契約の締結の議決について	原案のとおり可決
議案第12号	平成30年度地区水系揚水機電力料補助金について	原案のとおり可決
議案第13号	定款の一部変更について	原案のとおり可決
議案第14号	規約の一部変更について	原案のとおり可決
議案第15号	地区除外等処理規程一部改正について	原案のとおり可決
議案第16号	会計細則一部改正について	原案のとおり可決
議案第17号	矢吹町白山地区および神田西地区の地区除外措置について	原案のとおり可決
議案第18号	矢吹町狐石地区の地区除外措置について	原案のとおり可決

3 平成29年度事業報告

1. 地区及び組合員の状況

（平成30年3月31日時点）

	前年度末	本年度	比較増減
地区（㎡）	14,416,108	14,110,790	△ 305,318
組合員数（人）	2,049	1,990	△ 59

2. かんがい用水の状況

期間：平成29年5月1日～9月10日

※うち取水制限期間：平成29年6月5日～平成29年7月23日

（3日間の取水停止ののち4日間のかんがい取水の繰返し）

概要： 羽鳥ダムはほぼ満水状態で通水開始され、7～8月は例年に比べ降雨があったため状況は比較的安定しており、9月10日の取水期間の最終日まで通水を可能となった。

3. 維持管理の状況

かんがい用水の通水または地域社会に大きな影響を及ぼすと判断された施設への緊急対応（概ね100万円以下の小規模事業）として補修工事を次の通り実施しました。

・事業費用負担：土地改良区100%

（単位：円）

工事内容	施設名	件数	金額
分土工、空気弁補修	鏡石第4分土工、原ノ山分土工、鏡石パイプライン空気弁	3件	972,000
頭首工、揚水機場補修	日和田頭首工除塵機、日和田頭首工浚渫、隈戸陽水機場No.1ポンプ、隈戸揚水機場真空ポンプ	4件	5,335,200
点検工	揚水機場点検13件	1件	388,800
合計		8件	6,696,000

4. 事業実施の状況

（1）県営農村地域復興再生基盤整備事業（農地防災事業（ため池等事業））

平成29年度より、地区内導水幹線用水路において農地防災事業（ため池等事業（用排水施設整備工事））が採択となり、平成28年度に実施設計が完了し、平成29年から平成32年まで本工事が行われる計画でありましたが、工期短縮により平成29年度内に竣工しました。

・費用負担割合：国55%、県28%、市町村17%（内地財措置残分（市町村実質負担分）を土地改良区）

施設名	地区内導水幹線用水路	施工場所	鏡石町中町地内
総事業費	307,000,000円	年度事業費	196,000,000円 （内区負担 1,667,000円）
事業期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日		
事業内容	硬質塩化ビニル製プロファイル更生管水路 L=483m		

(2)県営土地改良事業（県単調査設計事業、基幹施設補修事業）

いわゆるストックマネジメント（定期的な機能診断に基づき、施設の有効活用や長寿命化を図り、長期的なコストを低減する）事業、または国営限戸地区付帯関連のかんばい事業です。平成25年度より三城目揚水機場整備事業の工事が進められており、平成29年度完成予定でしたが、入札不調により一部次年度繰り越しとなりました。

・事業費負担割合：国 50%、県 25%、市町村 10%、土地改良区 15%

施設名	三城目揚水機場	施工場所	矢吹町上宮崎地内
総事業費	244,000,000 円	年度事業費	35,000,000 円
事業期間	平成 25 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日		
事業内容	建屋および揚水機（ポンプ式）、送水管 他		

(3)土地改良施設維持管理適正化事業

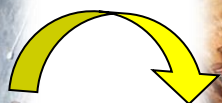
趣旨としては（2）と同様、老朽化した施設を壊れる前に補修し、施設の有効活用や長寿命化を図る事業です。ただし、機能向上、機能拡張ができません。また、おおよそ 200 万～1,000 万円の比較的小規模な事業です。

・事業費負担割合：国 30%、土地改良区 70%（緊急整備補修の場合）

施設名	大池揚水機場（緊急整備補修）
水系名	大池西
事業内容	水中ポンプへの更新
施工場所	矢吹町大池地内
事業費	7,110,720 円
実施合計	7,110,720 円（内区負担 4,980,720 円）
事業期間	平成 30 年 2 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（単年度）



施工前



施工後

(4) その他の事業

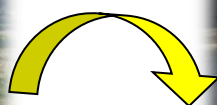
①国営造成施設管理体制整備促進事業（基幹施設整備事業）

改良区で管理している基幹施設等の整備や修繕等を行っています。

施 設 名	鏡石放水路	施工場所	鏡石町桜岡地内
総事業費	9,048,240 円		
事業期間	平成 29 年 11 月 10 日～平成 30 年 2 月 20 日（単年度）		
事業内容	水路工（排水フリューム 1,000×1,000） L=102.0m		



施工前



施工後

②国営造成施設管理体制整備促進事業（高度化事業）

事故防止、安全確保を目的とし、用水路へのフェンス設置や蓋掛工を行っています。

施 設 名	矢吹第 2,3,4 幹線用水路	施工場所	矢吹町八幡町、一本木、大和内地内
総事業費	2,549,880 円		
事業期間	平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日（単年度）		
事業内容	ガードレール設置 N=2 箇所 ネットフェンス設置工事 N=2 箇所		



施工前



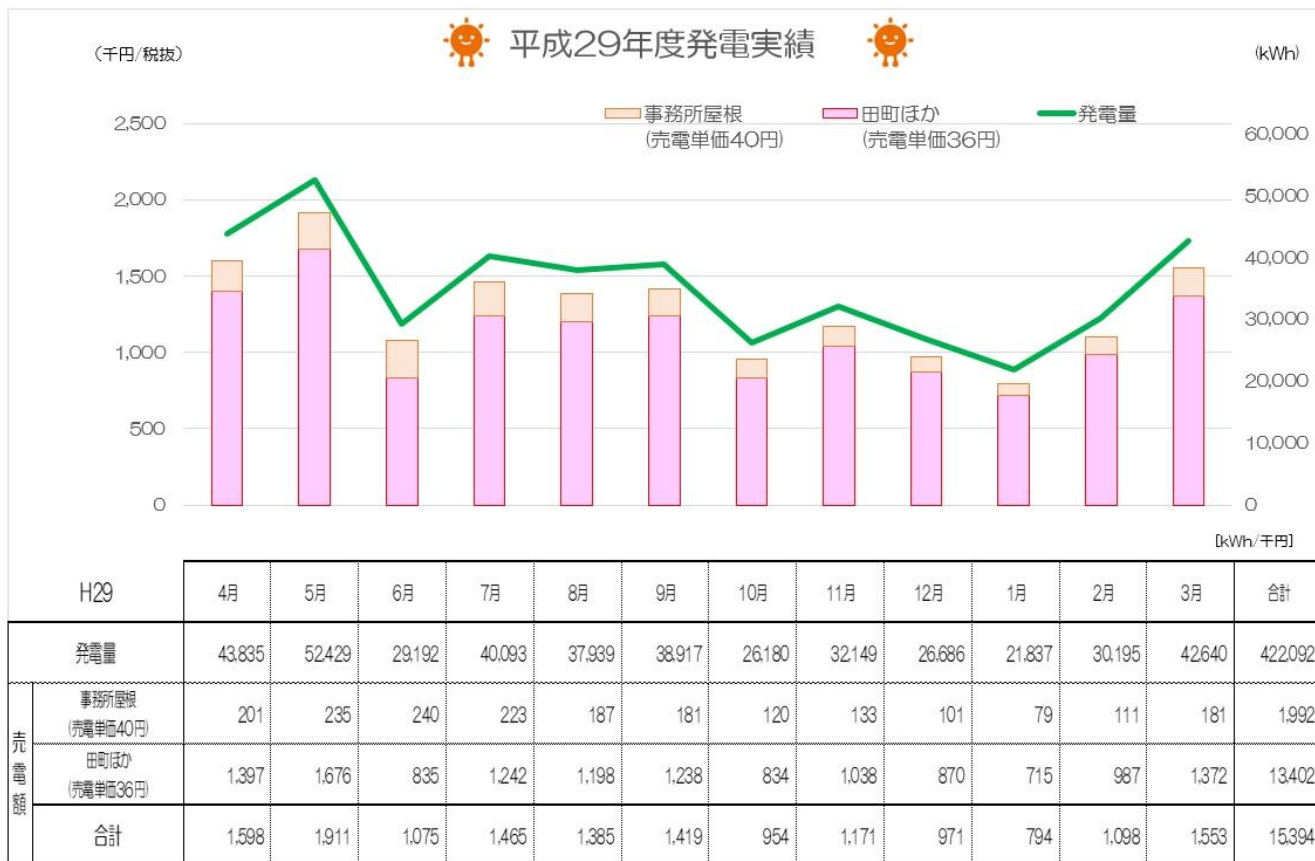
施工後

(5) 借入金

(単位：円)

	工事名	借入期間	借入総額	当年度返済額	返済額累計額	借入金残高
1	国営かんがい排水事業	15 年	257,635,000	15,917,000	130,299,000	127,336,000
2	経営体育成基盤整備事業（長峰）	15 年	139,356,881	2,521,779	113,528,450	25,828,431
3	小水力等地域資源利用促進事業(太陽光発電)	20 年	10,007,750	500,000	2,507,750	7,500,000
4	農山漁村活性化プロジェクト支援(太陽光発電)	15 年	79,070,000	5,280,000	20,680,000	58,390,000
5	農業基盤整備促進事業	5 年	9,850,000	2,000,000	8,000,000	1,850,000
6	県営ストックマネジメント事業（三城目揚水機場）	15 年	22,950,000	941,842	941,842	22,008,158
7	適正化事業（三神揚水機場）	5 年	5,530,000	1,099,383	1,099,383	4,430,617
8	適正化事業（大池揚水機場）	5 年	4,970,000	0	0	4,970,000
合 計			529,369,631	28,260,004	277,056,425	252,313,206

4 太陽光発電実績



平成 29 年度 ○発電量： 422,092 kWh

○売電額： 15,394,567 円(税抜)

5 平成29年度決算報告

1. 貸借対照表

(平成30年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現 金 ・ 預 金	55,263,002	未払金	345,600
未収入金(賦課金・長峰等)	28,841,630	未払費用	18,412,812
仮 払 金	63,175	前 受 金	43,188
前 払 費 用	13,366	預 り 金	1,149,790
流動資産 合計	84,181,173	仮 受 金	2,856,118
所有土地改良区施設	139,356,881	未払消費税	277,100
土 地	5,193,026	流動負債 合計	23,084,608
減価償却累計額 (-)	53,424,412	長期借入金	252,313,206
特定資産 計	91,125,495	退職給付引当金	10,964,000
土 地	70,176,606	転用決済金	123,984,825
有形固定資産	212,971,733	長期リース負債	7,283,618
建設仮勘定	33,073,574	固定負債 合計	394,545,649
ソフトウェア	7,150,000	負債の部 合計	417,630,257
受託土地改良施設使用収益権	1,225,613,875	受 贈 益	139,456,517
リース資産	14,855,066	特定正味財産	139,456,517
減価償却累計額 (-)	387,504,055	(うち特定資産への充当額)	(4,914,266)
有形・無形固定資産 計	1,176,336,799	一般正味財産	997,592,644
その他資産(財調・転用決済金等)	203,035,951	(うち特定資産への充当額)	(139,356,881)
固定資産 合計	1,470,498,245	正味財産の部合計	1,137,049,161
資産の部合計	1,554,679,418	負債及び正味財産合計	1,554,679,418

<貸借対照表構成図>



２．収支決算書

（平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日）

（１）収 入

（単位：円）

勘定科目	当初予算額 ①	補正流充額 ②	最終予算額 ①+②=③	決算額 ④	予算-決算額 ③-④=⑤
事業収入(太陽光発電)	16,960,000	0	16,960,000	15,394,567	1,565,433
土地改良事業収入	95,972,000	0	95,972,000	101,547,910	△ 5,575,910
附帯事業収入	3,655,000	0	3,655,000	1,638,405	2,016,595
受取補助金等	26,215,000	2,130,000	28,345,000	24,504,000	3,841,000
雑収入	481,000	0	481,000	633,539	△ 152,539
借入金等	32,200,000	4,970,000	37,170,000	10,903,700	26,266,300
収 入 総 計	175,483,000	7,100,000	182,583,000	154,622,121	27,960,879

（２）支 出

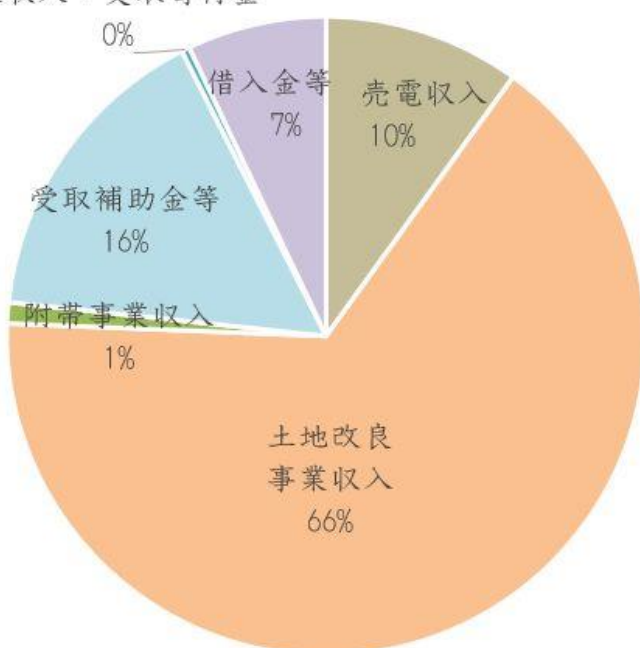
（単位：円）

勘定科目	当初予算額 ①	補正流充額 ②	最終予算 ①+②=③	決算額 ④	予算-決算額 ③-④=⑤
人件費	45,055,000	0	45,055,000	37,930,019	7,124,981
一般経費	63,458,000	730,000	64,188,000	50,270,704	13,917,296
その他支出(借入金返済等)	84,853,000	6,370,000	91,223,000	61,994,229	29,228,771
支 出 総 計	193,366,000	7,100,000	200,466,000	150,194,952	50,271,048

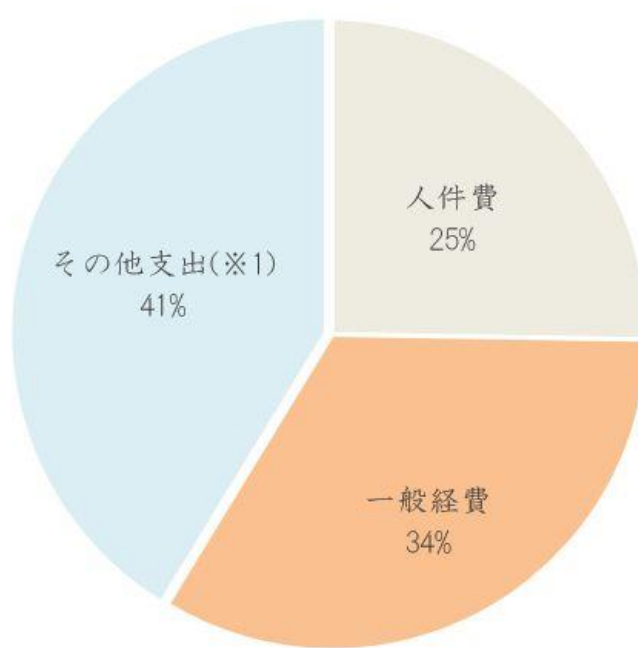
前期繰越収支差額	26,000,000	0	26,000,000	57,835,640	△ 31,835,640
当期収支差額	△ 17,883,000	0	△ 17,883,000	4,427,169	△ 22,310,169
次期繰越収支差額	8,117,000	0	8,117,000	62,262,809	△ 54,145,809

収 入

雑収入・受取寄付金



支 出

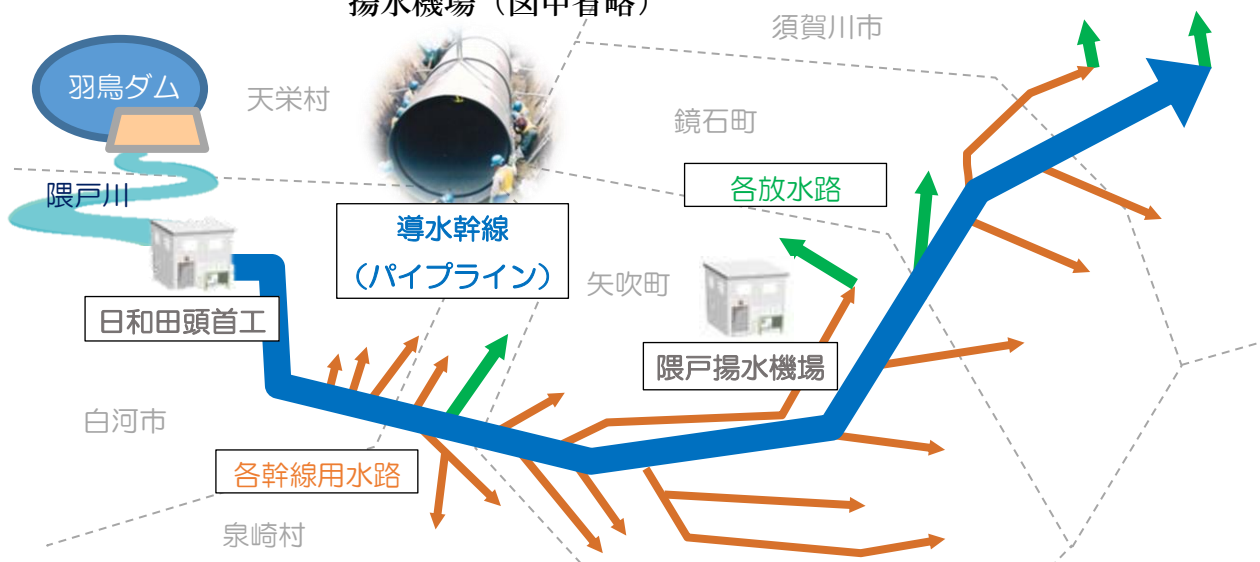


※その他支出：借入金返済、維持管理適正化事業、積立等

矢吹原だより：土地改良施設の管理区分と賦課金の性質について

土地改良区管理・・・①日和田頭首工、②隈戸揚水機場、③導水幹線、浜田須賀川幹線用水路（一部）、④各放水路

地元管理・・・①土地改良区管理以外の幹線用水路、②支派線用水路（幹線用水路から分岐した水路、図中省略）、③土地改良区管理以外の揚水機場（図中省略）



矢吹原土地改良区の賦課金 ≠ 水利費

= ①土地改良区の運営費

②土地改良区管理区分の施設にかかる費用（維持管理費）

③羽鳥ダムの運営費の一部（地元負担分）

④土地改良区管理区分の施設の修繕に係る事業等の償還金

※それ以外の費用
および維持管理
= **地元負担が原則**

●矢吹原土地改良区で実施している主な補助事業の種類

①50万円以上～200万円未満

→ 「土木費補助」 補助率：10%（上限10万円）

②200万円以上～1,000万円未満

→ 「適正化事業」 補助率：30%または60%

③1,000万円以上～

→ 「県営土地改良事業」「国営土地改良事業」等
補助率：該当する事業によって変動

※いずれも地元負担が伴いますので、水系内で合意形成を図り、着工前に水系会長名で事業申込申請書を土地改良区に提出していただきます

Q、土地改良区は地元に何もしてくれないのか？

・各種補助事業
（補助事業の申請、事業費の立替精算、借入、徴収…）

・施設機能診断

・ポンプ電力補助

などの支援を行っております

●適正化事業の概要

施設機能の保持と耐用年数を確保する為に定期的に行う事業

→本来は壊れた施設を修繕するためではなく、壊れる前に必要な整備を行う事業

ただし、緊急的に整備が必要なものに関しては緊急整備補修を実施することができる

・通常の適正化事業の補助率：60% 緊急整備の場合の補助率：30%

・施設が壊れてから修理しようとする、負担が増加する



壊れる前に計画的に補助事業を申請し、
負担の少ない方法で施設の更新を行いましょう！！

◇ 国営隈戸川土地改良事業負担金に係る証明書について ◇

国営隈戸川土地改良事業負担金について一括償還、又は一部償還された方には毎年1月中旬ごろに償還額に応じた（15年分の1）証明書を発行しています。

一括償還、又は一部償還された方は税金控除が受けられ、申告の際に証明書が必要となります。

控除の受けられる期間

年度	H22	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	・・・	H37
回	1	2	3	4	5	6	7	8	・・・	15

◇ 各種手続き ◇

土地改良区の土地原簿は、農地の転用や移動の手続きをしても、**ご本人が土地改良区へ届出しなければ変更されません**。必ず土地改良区へ届出るようにしてください。

組合員の名義変更

- ・組合員が亡くなられたとき
 - ・農地の経営移譲、相続、売買、贈与、賃借契約等をしたとき
- ⇒ 『組合員資格得喪通知書』

組合員、土地の脱退

- ・田を宅地・道路等にするとき(農地転用)
 - ・道路改修・河川改修などの公共事業で農地が買収されたとき
- ⇒ 『地区除外申請書』

※ 農地を転用する場合、土地改良法の規定より 決済金・現地確認手数料・意見書発行手数料 の納付が義務付けられております。

* 公共事業による農地買収でも手続きが必要です！ *

公共事業によって農地が買収される場合、原則として 現資格者である組合員が地区除外を申請し、決済金を支払う義務があります。転用や売買を行う際は、地区除外の手続き等について関係者と協議しておく必要があります。

出前授業を実施しました！



信夫第一小学校の子どもたち（羽鳥湖にて）

矢吹原土地改良区では近隣の小学校で出前授業を実施しています。この写真は授業の後に羽鳥ダムの現地見学をした時の風景です。米や農業についてだけでなく、羽鳥ダムの成り立ちや土地改良区の役割についても学習します。

6 お知らせ

ホームページで羽鳥湖の貯水状況や太陽光発電施設の発電実績等に確認や必要書類のダウンロードも可能です！

HP：<http://yabukihara.org/> または



メールマガジンの登録・解除

水源情報、緊急情報など最新情報を無料でお送りいたします。
登録をご希望の方は、下記QRコードよりご登録ください。

登録はこちら



解除はこちら



矢吹原土地改良区へのアクセス

